

高知県漁業経営改善計画事務処理要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第1 略</p> <p>第2 漁業経営改善制度</p> <p>1 略</p> <p>2 対象漁業者</p> <p>本制度の対象とする漁業者は、<u>その漁業経営の改善に当たって、漁業に関する法令を遵守するとともに、次に掲げる自主的な資源管理又は漁場改善に取り組む者、漁獲量の大部分が漁業法（昭和24年法律第267号）第8条第3項に規定する漁獲割当てにより管理されている者及び同法第60条第2項に規定する区画漁業権に基づかずに養殖業を営む者とする。</u></p> <p>(1) <u>漁業法第124条第1項の認定を受けた同項の協定に基づく資源管理</u></p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>第3 漁業経営の改善の実施方法</p> <p>漁業経営の改善の実施に当たっては、漁業者等は、経営の現状を客観的に把握するとともに、実施しようとする措置の費用対効果について十分な検証を行う必要がある。また、経営改善を着実に進めていくためには、目標値とこれに対する達成度を常に把握し、その結果を踏まえて対応策を検討することが重要である。</p> <p>このため、本制度においては、定量的な目標の下で、経営の相当程度の向上のための取組を実施することとする。その際、個々の漁業者等が実現しようとする</p>	<p>第1 略</p> <p>第2 漁業経営改善制度</p> <p>1 略</p> <p>2 対象漁業者</p> <p>本制度の対象とする漁業者は、次に掲げる計画的な資源管理又は漁場改善に取り組む者とする。</p> <p>(1) <u>国及び都道府県が作成する資源管理指針に基づき、自ら取り組む休漁、漁獲量制限、漁具制限等の資源管理措置について記載した資源管理計画の作成及びその確実な実施</u></p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>第3 漁業経営の改善の実施方法</p> <p>漁業経営の改善の実施に当たっては、漁業者等は、経営の現状を客観的に把握するとともに、実施しようとする措置の費用対効果について十分な検証を行う必要がある。また、経営改善を着実に進めていくためには、目標値とこれに対する達成度を常に把握し、その結果を踏まえて対応策を検討することが重要である。</p> <p>このため、本制度においては、定量的な目標の下で、経営の相当程度の向上のための取組を実施することとする。その際、個々の漁業者等が実現しようとする</p>

高知県漁業経営改善計画事務処理要領の一部改正新旧対照表

<p>具体的な経営の向上の目標については、次の1から3までに掲げる改善計画の3類型に応じ、それぞれに定める指標を用いることとする。なお、複数の漁業者等が共同して漁業経営の改善に取り組む場合の改善計画の申請については、全体としての指標と参加者個々の指標のいずれも用いることができることとする。</p> <p>1 (1)～(2) 略</p> <p>(3) 指標 計画期間における減価償却前利益（営業利益及び減価償却費の合計額をいう。以下同じ。）、付加生産額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額をいう。以下同じ。）、従業員1人当たりの減価償却前利益又は従業員1人当たりの付加生産額のいずれかの伸び率が、基準値以上であること。</p> <p>なお、これらの指標を初めて用いる場合の基準値は15パーセント（<u>漁業者等が、新規事業の実施、新たな技術・手法の導入、新たな資源管理の実施、環境に配慮した事業活動の実施、新たな販売手法の導入・販路の開拓又は組織再編若しくは他の事業者との連携強化に取り組む場合（具体的な取組等については、表1に示す。）においては5%</u>）とし、直近の改善計画の最終年度において指標の伸び率が基準値を上回った者又は最終年度において指標の伸び率が<u>資源量の変動等のやむを得ない事由で基準値を下回った者のうち、直近の改善計画の3年目以降の年度において指標の伸び率が基準値を上回る年度があった者が、直近の改善計画の終了後2年以内に次期改善計画の認定の申請を行う場合には、当該基準値から5パーセント削減した値を新たな基準値とすることができることとする。ただし、新たな基準値は5パーセントを下回ること</u>はできない。</p>	<p>る具体的な経営の向上の目標については、次の1から3までに掲げる改善計画の3類型に応じ、それぞれに定める指標を用いることとする。なお、複数の漁業者等が共同して漁業経営の改善に取り組む場合の改善計画の申請については、全体としての指標と参加者個々の指標のいずれも用いることができることとする。</p> <p>1 (1)～(2) 略</p> <p>(3) 指標 計画期間における減価償却前利益（営業利益及び減価償却費の合計額をいう。以下同じ。）、付加生産額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額をいう。以下同じ。）、従業員1人当たりの減価償却前利益又は従業員1人当たりの付加生産額のいずれかの伸び率が、基準値以上であること。</p> <p>なお、これらの指標を初めて用いる場合の基準値は15パーセントとし、直近の改善計画の最終年度において指標の伸び率が基準値を上回った者又は<u>これに準ずる者が直近の改善計画の終了後2年以内に次期改善計画の認定の申請を行う場合には、当該基準値から5パーセント削減した値を新たな基準値とすることができることとする。ただし、新たな基準値は5パーセントを下回ること</u>はできない。</p>
---	---

高知県漁業経営改善計画事務処理要領の一部改正新旧対照表

表 1			(新設)
基準値を 5%以上と する取組	具体的な 取組	考え方 (具体例等)	
新規事業の 実施	海業等へ の新規取組	自らの生産物を加工・販売する施設や同生産物を 提供する飲食店・宿泊施設の整備・運営等の取組 等。	
	他の漁業 種類への 着手・転換	特定魚種の不漁等の状況を踏まえた形での漁獲対 象種・漁法の複数化に対応する漁船の導入、養殖 業への新規着業等の取組等。	
新たな技 術・手法の 導入	スマート 水産技術 の導入	生産活動の省力化、効率化、生産物の付加価値向 上等に資する海洋環境情報や漁獲情報の収集・共 有等のための機器・システムの導入の取組等。	
	生産履歴等 の電子化	養殖業における給餌や投薬の日時、種類、量等の 生産履歴等に係る情報を電子的に記録・管理する 取組等。	
新たな資源 管理の実施	漁業法に 基づく特 定水産資 源の拡大 への対応	漁業法に基づく漁獲可能量による管理の対象とな る資源 (特定水産資源) とすることが検討・議論 されている資源を一定程度以上漁獲している漁業 者において、当該資源が特定水産資源となること を前提に、かかる検討・議論 (当該資源に係る評 価結果を含む。) を十分踏まえた改善計画の策定。	

高知県漁業経営改善計画事務処理要領の一部改正新旧対照表

		<p>更に、当該資源が特定水産資源となった場合には、 配分される大臣管理漁獲可能量又は知事管理漁獲 可能量を超えないように漁獲量の管理を行うため に効果的なものとするための資源管理協定の見直 し・変更等の実施。</p>	
	<p>漁業法に 基づく漁 獲割当て による管 理の導入 への対応</p>	<p>漁業法に基づく漁獲割当てによる管理が導入され ている又は導入することが検討・議論されている 資源を漁獲している漁業者において、当該管理の 運用状況又はかかる検討・議論を十分踏まえた改 善計画の策定。</p> <p>更に、状況に応じて年次漁獲割当量の移転を行う 等、制度の円滑な運用に資する対応。</p>	
<p>環境に配慮 した事業活 動の実施</p>	<p>人工種苗 や配合飼 料への転換</p>	<p>関係する技術開発等の状況に応じ、環境負荷が少 なく給餌効率の良い配合飼料、魚粉割合の低い配 合飼料、養殖用人工種苗の使用割合を増やす取組 等。</p>	
	<p>水産エコラ ベル認証の 取得</p>	<p>水産物が持続可能な漁業・養殖業由来であること を示す水産エコラベル認証（MSC 認証、ASC 認証、 MEL 認証など世界水産持続可能性イニシアチブ（G SSI）の認証を受けたもの）を取得する取組</p>	
	<p>海洋ごみ の持ち帰</p>	<p>操業中に回収した海洋ごみの持ち帰り及びその適 正な処分を行う取組。</p>	

高知県漁業経営改善計画事務処理要領の一部改正新旧対照表

	り処分		
新たな販売 手法の導 入・販路の 開拓	輸出	輸出対象魚種や輸出先国の拡大、輸出対象生産物の付加価値向上等により、輸出数量や輸出金額を増大させる取組等。	
	インターネットによる直接販売	インターネットを通じた生産物の直接販売により、販売収入の増大を図る取組等。	
	販売先の分散化	新たな販売先（輸出やインターネット販売を含む。）を開拓し、多様な販路を確保する取組等。	
組織再編又 は他の事業 者との連携 強化	合併 / 事業譲渡 / 分社化 / 事業承継	経営体制を見直し、合併・事業譲渡、分社化、事業承継等により経営の合理化・効率化を図る取組。	
	他事業者との連携・作業の共同化	同業他者との作業の共同化や水産加工業者等関連産業に係る事業者との連携により生産プロセスの合理化・効率化や生産物の高付加価値化を図る取組。	
2～3 略			2～3 略

高知県漁業経営改善計画事務処理要領の一部改正新旧対照表

<p>第4 略</p> <p>第5 改善計画の認定等</p> <p>1 改善計画の認定</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) ア 略</p> <p>イ 漁業経営の改善の内容（第4の1の(5)のウ）について、改善指針に照らして適切なものであること</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) <u>漁業者が、その漁業経営の改善に当たって、漁業に関する法令を遵守するとともに、次に掲げる自主的な資源管理又は漁場改善に取り組む者、漁獲量の大部分が漁業法第8条第3項に規定する漁獲割当てにより管理されており、同法第124条第1項に基づく資源管理協定の認定を受けることが実態上困難であると認められる者又は同法第60条第2項に規定する区画漁業権に基づかない養殖業を営んでおり、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）に基づく漁場改善計画に取り組むことができない者であること及び当該漁業者による取組が水産資源の持続的利用の確保に反するものではないと認められること。なお、漁業に関する法令とは、漁業法、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）、臘虎臘肭獸獵獲取締法（明治45年法律第21号）、持続的養殖生産確保法、内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号）並びにこれらの法律に基づく命令をいう。</u></p> <p>a 漁業法第124条第1項の認定を受けた同項の協定に基づく資源管理</p>	<p>第4 略</p> <p>第5 改善計画の認定等</p> <p>1 改善計画の認定</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) ア 略</p> <p>イ 漁業経営の改善の内容（第4の1の(5)のウ）について、改善指針に照らして適切なものであること</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 漁業者が次に掲げる計画的な資源管理又は漁場改善に取り組む者であること及び水産資源の持続的利用の確保に反する<u>取組</u>ではないと認められること。</p> <p>a 国及び都道府県が作成する資源管理指針に基づき、自ら取り組む休漁、漁獲</p>
--	---

高知県漁業経営改善計画事務処理要領の一部改正新旧対照表

<p>b 持続的養殖生産確保法に基づき漁協等が作成する漁場改善計画の確実な実施 <u>(削る。)</u></p> <p>(ウ) 略</p> <p>ウ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 改善計画の認定取消</p> <p>知事は、改善計画の遂行に著しい支障が生じており改善計画に基づく漁業経営の改善のための措置（<u>漁業に関する法令の遵守、自主的な資源管理又は漁場改善の取組など改善指針に照らして適切にとるべき措置を含む。</u>）が実施されていないなど、漁業者又は漁協等が改善計画に従って漁業経営の改善のための措置を行っていないと認めるときは認定を取り消すことができる。</p> <p>(2)、(3) 略</p> <p>(4) 漁業者又は漁協等は、<u>漁業経営改善支援資金（経営改善）及び漁業経営改善促進資金の融資対象者としての資格を失った場合は、新たな貸付けを受けることができなくなるとともに、既に貸付けを受けているこれらの資金に対する利子助成や利子補給等の支援措置は終了し、既に貸付けを受けている資金の取り扱いについては、それぞれの資金の貸付契約に従うものとする。</u></p>	<p><u>量制限、漁具制限等の資源管理措置について記載した資源管理計画の作成及びその確実な実施</u></p> <p>b 持続的養殖生産確保法（平成 11 年法律第 51 号）に基づき漁協等が作成する漁場改善計画の確実な実施</p> <p><u>なお、複数の漁業種別を営んでいる漁業者の場合は、いずれか一つの漁業種別上記 a 又は b の取組を実施していること。</u></p> <p>(ウ) 略</p> <p>ウ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 改善計画の認定取消</p> <p>知事は、改善計画の遂行に著しい支障が生じており改善計画に基づく漁業経営の改善のための措置（<u>計画的な資源管理又は漁場改善の取組など改善指針に照らして適切にとるべき措置を含む。</u>）が実施されていないなど、漁業者又は漁協等が改善計画に従って漁業経営の改善のための措置を行っていないと認めるときは認定を取り消すことができる。</p> <p>(2)、(3) 略</p> <p>(4) <u>改善計画の認定を取り消された漁業者又は漁協等は、漁業経営改善支援資金（経営改善）及び漁業経営改善促進資金の融資対象者としての資格を失うことから、新たな貸付けを受けることができなくなるとともに、既に貸付けを受けているこれらの資金の全額を繰り上げ償還するものとする。</u></p>
---	--

高知県漁業経営改善計画事務処理要領の一部改正新旧対照表

<p>(5) 略</p> <p>第6～7 略</p> <p>第8 実施状況の報告等</p> <p>1 改善計画の認定を受けた漁業者等は、認定を受けてから2度目の事業年度終了日及び計画の最終事業年度終了日から起算して3月以内に、改善計画の実施状況に関する報告（様式第3号）を知事に提出するものとする。</p> <p>なお、<u>上記の報告の際、自主的な資源管理又は漁場改善の取組の履行確認に必要な書面等（資源管理協議会若しくは漁協が発行する履行確認証明書又は知事が適当と認めるもの）を添えるものとする。</u></p> <p>また、<u>上記の報告のほか、改善計画の認定を受けた漁業者又は漁協等は、以下の①から③までのいずれかに該当することとなった場合には、様式第4号により、その旨を知事に速やかに報告するものとする。</u></p> <p>① <u>漁業に関する法令の違反により、司法処分又は行政処分を受けた場合</u></p> <p>② <u>資源管理協議会により、資源管理協定の履行が確認されなかった場合</u></p> <p>③ <u>実施している漁場改善計画に関し、持続的養殖生産確保法第7条に基づく勸告がされた場合</u></p> <p>2 知事は、上記1の報告（<u>様式第4号によるものを除く。</u>）の提出を受けたときには、必要に応じて関係機関や外部専門家の知見も活用しつつ、漁業者等に対し、経営改善の実施方法や、場合によっては改善計画の変更について、助言・指導を行うものとする。</p>	<p>(5) 略</p> <p>第6～7 略</p> <p>第8 実施状況の報告等</p> <p>1 改善計画の認定を受けた漁業者等は、認定を受けてから2度目の事業年度終了日及び計画の最終事業年度終了日から起算して3月以内に、改善計画の実施状況に関する報告（様式第3号）を知事に提出するものとする。</p> <p>なお、<u>各報告の際、計画的な資源管理又は漁場改善の取組の履行確認に必要な書面等（資源管理協議会若しくは漁協が発行する履行確認証明書又は知事が適当と認めるもの）を添えるものとする。</u></p> <p>2 知事は、上記1の報告の提出を受けたときには、必要に応じて関係機関や外部専門家の知見も活用しつつ、漁業者等に対し、経営改善の実施方法や、場合によっては改善計画の変更について、助言・指導を行うものとする。</p>
---	--

高知県漁業経営改善計画事務処理要領の一部改正新旧対照表

<p>附 則 略</p> <p>附 則</p> <p><u>この要領は、令和5年10月23日から施行する。</u></p> <p>別記</p> <p>記 載 上 の 留 意 事 項</p> <p>申請者は、様式第1号の記載要領によるほか、以下の記載上の留意事項に従って、改善計画の必要事項を記載すること。</p> <p>1～2 略</p> <p>3 別紙4について</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5)以下の科目の関係は次のとおりとすること。</p> <p>⑥ 営業外損益＝損益計算書の営業外収益－損益計算書の営業外費用</p> <p>⑬ 設備投資額の合計と、別紙8の設備投資額の合計は一致する</p> <p>4～7 略</p> <p>参考 略</p> <p>(様式第1号) 略</p> <p>(記載要領)</p> <p>申請者は、以下の要領に従って、漁業経営の改善に関する計画（以下「改善計画」という。）の必要事項を記載すること。</p>	<p>附 則 略</p> <p>(新設)</p> <p>別記</p> <p>記 載 上 の 留 意 事 項</p> <p>申請者は、様式第1号の記載要領によるほか、以下の記載上の留意事項に従って、改善計画の必要事項を記載すること。</p> <p>1～2 略</p> <p>3 別紙4について</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5)以下の科目の関係は次のとおりとすること。</p> <p>⑥ 営業外損益＝損益計算書の営業外収益±損益計算書の営業外費用</p> <p>⑬ 設備投資額の合計と、別紙8の設備投資額の合計は一致する</p> <p>4～7 略</p> <p>参考 略</p> <p>(様式第1号) 略</p> <p>(記載要領)</p> <p>申請者は、以下の要領に従って、漁業経営の改善に関する計画（以下「改善計画」という。）の必要事項を記載すること。</p>
---	--

高知県漁業経営改善計画事務処理要領の一部改正新旧対照表

<p>1・2 略</p> <p>3 その他記載に当たっての注意事項</p> <p>ア 別紙1又は別紙2の「改善計画の類型」の欄</p> <ul style="list-style-type: none"> 改善計画の三類型のうち、いずれか一つにレ印を付すこと。<u>「一般型」を選択する場合は、レ印に加え、()内の該当する取組に○を付すこと。</u> <p>イ 略</p> <p>ウ 別紙1又は別紙2の「資源管理又は漁場改善の取組概要」の欄</p> <ul style="list-style-type: none"> いずれかにレ印を付し、自らの取組の概要(休漁、養殖密度の遵守等)を記載すること。<u>ただし、その他を選択する場合は、漁獲量の大部分が漁業法(昭和24年法律第267号)第8条第3項に規程する漁獲割当てにより管理されていることが分かる内容又は同法第60条第2項に規定する区画漁業権に基づかずに営んでいる養殖業の内容を()内に記載し、取組の概要は記載しないこと。また、資源管理又は漁場改善にレ印を付す場合は、漁業法第124条第1項の協定及び当該協定が同項の認定を受けていることが分かる書類又は持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)第4条第1項の漁場改善計画及び当該計画が同項の認定を受けていることがわかる書類を添付すること。</u> <p>エ 別紙1又は別紙2の「実施体制」の欄</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域連携型の改善計画を作成し、浜プラン等に基づく取組を実施する場合に、当該浜プラン等の名称、所得向上の目標値及び連携の内容を記載するとともに、当該浜プラン等(国の承認を受けているもの)を添えること。 大学、試験研究機関、企業等と連携して漁業経営の改善のための措置を実施する場合に、連携先の住所、名称及び代表者の氏名(個人の場合は、住所及び氏名)並び 	<p>1・2 略</p> <p>3 その他記載に当たっての注意事項</p> <p>ア 別紙1又は別紙2の「改善計画の類型」の欄</p> <ul style="list-style-type: none"> 改善計画の三類型のうち、いずれか一つにレ印を付すこと。 <p>イ 略</p> <p>ウ 別紙1又は別紙2の「資源管理又は漁場改善の取組概要」の欄</p> <ul style="list-style-type: none"> いずれかにレ印を付し、自らの取組の概要(休漁、養殖密度の遵守等)を記載するとともに、<u>資源管理計画(国又は県の確認を受けているもの)又は漁場改善計画(県の認定を受けているもの)を添えること。</u> <p>エ 略</p>
---	---

高知県漁業経営改善計画事務処理要領の一部改正新旧対照表

<p>に連携の内容を記載すること。</p> <p><u>オ 別紙1又は別紙2の「漁業に関する法令の遵守」の欄</u></p> <p><u>・改善計画の実施に当たって、漁業に関する法令を遵守する必要があることを確認し、 レ印を付すこと。</u></p> <p>4・5 略</p>	<p><u>オ (新設)</u></p> <p>4・5 略</p>
--	-----------------------------------

高知県漁業経営改善計画事務処理要領の一部改正新旧対照表

漁業経営の改善に関する計画		(別紙1)	
改善計画の類型	申請者名		
<input type="checkbox"/> 一般型(新規事業の実施、新たな技術・手法の導入、新たな資源管理の実施、環境に配慮した事業活動の実施、新たな販売手法の導入・販路の開拓、組織再編又は他の事業者との連携強化、その他)、 <input type="checkbox"/> 地域連携型、 <input type="checkbox"/> 新規就業者型			
資源管理又は漁場改善の取組概要	実施体制		
<input type="checkbox"/> 資源管理、 <input type="checkbox"/> 漁場改善、 <input type="checkbox"/> その他()			
具体的な取組	構成員の営む漁業の概要		
<input type="checkbox"/> 漁船その他の施設の整備、 <input type="checkbox"/> 生産方式の合理化、 <input type="checkbox"/> 経営管理の合理化、 <input type="checkbox"/> その他	1 業種の名称 2 漁業の概要		
漁業に関する法令の遵守			
<input type="checkbox"/> 漁業に関する法令の遵守			
漁業経営の改善の目標			
経営の向上の程度を示す指標	現状(千円)	計画終了時の目標値(千円)及び伸び率(計画期間)(%)	
<input type="checkbox"/> 減価償却前利益、 <input type="checkbox"/> 付加生産額、 <input type="checkbox"/> 従業員一人当たりの減価償却前利益、 <input type="checkbox"/> 従業員一人当たりの付加生産額		伸び率 % (年 月 ~ 年 月)	
補助的指標			
名称	計算式	現状	計画終了時の目標値及び伸び率(計画期間)(%)
			(年 月 ~ 年 月)
			(年 月 ~ 年 月)

漁業経営の改善に関する計画			(別紙1)
改善計画の類型	申請者名		
<input type="checkbox"/> 一般型、 <input type="checkbox"/> 地域連携型、 <input type="checkbox"/> 新規就業者型			
資源管理又は漁場改善の取組概要	実施体制		
<input type="checkbox"/> 資源管理、 <input type="checkbox"/> 漁場改善			
具体的な取組	営む漁業の概要		
<input type="checkbox"/> 漁船その他の施設の整備、 <input type="checkbox"/> 生産方式の合理化、 <input type="checkbox"/> 経営管理の合理化、 <input type="checkbox"/> その他			
漁業経営の改善の目標			
経営の向上の程度を示す指標	現状(千円)	計画終了時の目標値(千円)及び伸び率(計画期間)(%)	
<input type="checkbox"/> 減価償却前利益、 <input type="checkbox"/> 付加生産額、 <input type="checkbox"/> 従業員一人当たりの減価償却前利益、 <input type="checkbox"/> 従業員一人当たりの付加生産額		伸び率 % (年 月 ~ 年 月)	
補助的指標			
名称	計算式	現状	計画終了時の目標値及び伸び率(計画期間)(%)
			(年 月 ~ 年 月)
			(年 月 ~ 年 月)

高知県漁業経営改善計画事務処理要領の一部改正新旧対照表

(別紙2)

漁業経営の改善に関する計画

改善計画の種類	申請者名
<input type="checkbox"/> 一般型(新規事業の実施、新たな技術・手法の導入、新たな資源管理の実施、環境に配慮した事業活動の実施、新たな販売手法の導入・販路の開拓、組織再編又は他の事業者との連携強化、その他)、 <input type="checkbox"/> 地域連携型、 <input type="checkbox"/> 新規就業者型	
資源管理又は漁場改善の取組概要	実施体制
<input type="checkbox"/> 資源管理、 <input type="checkbox"/> 漁場改善、 <input type="checkbox"/> その他()	
具体的な取組	構成員の営む漁業の概要
<input type="checkbox"/> 漁船その他の施設の整備、 <input type="checkbox"/> 生産方式の合理化、 <input type="checkbox"/> 経営管理の合理化、 <input type="checkbox"/> その他	1 業種の名称 2 漁業の概要
漁業関係法令の遵守	
<input type="checkbox"/> 漁業関係法令の遵守	
構成員の漁業経営の改善を推進する必要性	
漁業経営の改善の目標	
構成員の漁業経営の改善に与える効果	
経営の向上の程度を示す指標	現状(千円) 計画終了時の目標値(千円)及び伸び率(計画期間)(%)
<input type="checkbox"/> 減価償却前利益、 <input type="checkbox"/> 付加生産額、 <input type="checkbox"/> 従業員一人当たりの減価償却前利益、 <input type="checkbox"/> 従業員一人当たりの付加生産額	伸び率 % (年 月 ~ 年 月)
補助的指標	
名称	計算式 現状 計画終了時の目標値及び伸び率(計画期間)(%)
	(年 月 ~ 年 月)
	(年 月 ~ 年 月)

(別紙2)

漁業経営の改善に関する計画

改善計画の種類	申請者名
<input type="checkbox"/> 一般型、 <input type="checkbox"/> 地域連携型、 <input type="checkbox"/> 新規就業者型	
資源管理又は漁場改善の取組概要	実施体制
<input type="checkbox"/> 資源管理、 <input type="checkbox"/> 漁場改善	
具体的な取組	構成員の営む漁業の概要
<input type="checkbox"/> 漁船その他の施設の整備、 <input type="checkbox"/> 生産方式の合理化、 <input type="checkbox"/> 経営管理の合理化、 <input type="checkbox"/> その他	1 業種の名称 2 漁業の概要
構成員の漁業経営の改善を推進する必要性	
漁業経営の改善の目標	
構成員の漁業経営の改善に与える効果	
経営の向上の程度を示す指標	現状(千円) 計画終了時の目標値(千円)及び伸び率(計画期間)(%)
<input type="checkbox"/> 減価償却前利益、 <input type="checkbox"/> 付加生産額、 <input type="checkbox"/> 従業員一人当たりの減価償却前利益、 <input type="checkbox"/> 従業員一人当たりの付加生産額	伸び率 % (年 月 ~ 年 月)
補助的指標	
名称	計算式 現状 計画終了時の目標値及び伸び率(計画期間)(%)
	(年 月 ~ 年 月)
	(年 月 ~ 年 月)

高知県漁業経営改善計画事務処理要領の一部改正新旧対照表

<p>(別紙3)～(別紙8) 略</p> <p>様式第2号 略</p> <p>様式第3号 略</p> <p>(記載要領)</p> <p>1 略</p> <p>2</p> <p>(1)別紙1の「1 改善計画認定時の情報」の「計画期間」の欄には、<u>認定を受けた計画期間を、「改善計画の種類」、「営む漁業の概要」及び「資源管理又は漁場改善の取組概要」の欄については、改善計画の別紙1に記載した内容をそれぞれ記載すること。また、別紙1「3 取組状況」の欄については、以下の項目について簡潔に記載すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営の向上の程度を示す指標の達成状況及びコメント ・補助的指標を定めた場合にあつては、当該指標の達成状況及びコメント ・設備投資計画（改善計画の別紙8）に記載した事項の実施状況及びコメント ・その他 <p>(2)別紙2については、以下の要領で記載すること。</p> <p>(3)別紙7の「6 <u>自主的な資源管理又は漁場改善の取組概要</u>」の欄については、改善計画の期間中に実施した資源管理又は漁場改善の取組の概要（計画名、取組概要）を簡潔に記載すること。また、同取組を確実に実施したことを証す書面等を添えること。<u>なお、改善計画の別紙1の資源管理又は漁場改善の取組概要でその他を選択して認定を受けた者は、別紙7の提出を要しない。</u></p>	<p>(別紙3)～(別紙8) 略</p> <p>様式台2号 略</p> <p>様式第3号 略</p> <p>(記載要領)</p> <p>1 略</p> <p>2</p> <p>(1)別紙1「3 取組状況」の欄：以下の項目について簡潔に記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営の向上の程度を示す指標の達成状況及びコメント ・補助的指標を定めた場合にあつては、当該指標の達成状況及びコメント ・設備投資計画（改善計画の別紙8）に記載した事項の実施状況及びコメント ・その他 <p>(2)別紙2については、以下の要領で記載すること。<u>また、改善計画の別紙3を添付すること。</u></p> <p>(3) 別紙7の「6 <u>計画的な資源管理又は漁場改善の取組概要</u>」の欄については、改善計画の期間中に実施した資源管理又は漁場改善の取組の概要（計画名、取組概要）を簡潔に記載すること。また、同取組を確実に実施したことを証す書面等を添えること</p>
---	---

高知県漁業経営改善計画事務処理要領の一部改正新旧対照表

(別紙1)

改善計画の実施状況に関する報告

1 改善計画認定時の情報

計画期間	改善計画の類型	営漁業の概要	資源管理又は漁場改善の取組概要
年月日から 年月日まで	<input type="checkbox"/> 一般型(新規事業の実施、新たな技術・手法の導入、新たな資源管理の実施、環境に配慮した事業活動の実施、新たな販売手法の導入・販路の開拓、組織再編又は他の事業者との連携強化、その他)、 <input type="checkbox"/> 地域連携型、 <input type="checkbox"/> 新規就業者型		<input type="checkbox"/> 資源管理 <input type="checkbox"/> 漁場改善 <input type="checkbox"/> その他()

2-1 経営向上の程度を示す指標 (単位:千円、%)

	基準年の値	現状値 (目標値)	伸び率 (目標伸び率)
<input type="checkbox"/> 減価償却前利益、 <input type="checkbox"/> 付加生産額、 <input type="checkbox"/> 従業員一人当たり減価償却前利益、 <input type="checkbox"/> 従業員一人当たり付加生産額		()	()

(注) 改善計画の目標とした指標にレ印を付すこと。

2-2 補助的指標 (単位:千円、%)

名称	計算式	基準年の値	現状値 (目標値)	現状値 (目標値)
			()	()
			()	()

(注) 改善計画作成時に補助的指標を用いることとした者のみ記載のこと。

3 取組状況

(別紙1)

改善計画の実施状況に関する報告

(新設)

1 経営向上の程度を示す指標 (単位:千円、%)

	基準年の値	現状値 (目標値)	伸び率 (目標伸び率)
<input type="checkbox"/> 減価償却前利益、 <input type="checkbox"/> 付加生産額、 <input type="checkbox"/> 従業員一人当たり減価償却前利益、 <input type="checkbox"/> 従業員一人当たり		()	()

(注) 改善計画の目標とした指標にレ印を付すこと。

2 補助的指標 (単位:千円、%)

名称	計算式	基準年の値	現状値 (目標値)	伸び率 (目標伸び率)
			()	()
			()	()

(注) 改善計画作成時に補助的指標を用いることとした者のみ記載のこと。

3 取組状況

高知県漁業経営改善計画事務処理要領の一部改正新旧対照表

<p>(別紙3)～(別紙6) 略</p>	<p>(別紙3)～(別紙6) 略</p>
----------------------	----------------------

高知県漁業経営改善計画事務処理要領の一部改正新旧対照表

6 自主的な資源管理又は漁場改善の取組概要 (別紙7)	6 計画的な資源管理又は漁場改善の取組概要 (別紙7)
<p>(資源管理協定名) (取組期間) 年 月～ 年 月 (取組概要)</p>	<p>(計画名) (取組期間) 年 月～ 年 月 (取組概要)</p>
<p>(注1) 取組期間は、2年経過後の報告の場合にあつては、改善計画開始月から2年間とし、計画終了後の報告の場合にあつては、3年目開始月から同計画終了までの期間とすること。 (注2) 報告に当たっては、取組期間中に本取組を確実に実施したことを証す書面等(資源管理協議会又は漁業協同組合が発行する履行確認証明書若しくは認定行政庁が適当と認めるもの)を添えること。</p>	<p>(注1) 取組期間は、2年経過後の報告の場合にあつては、改善計画開始月から2年間とし、計画終了後の報告の場合にあつては、3年目開始月から同計画終了までの期間とすること。 (注2) 報告に当たっては、取組期間中に本取組を確実に実施したことを証す書面等(資源管理協議会又は漁業協同組合が発行する履行確認証明書若しくは認定行政庁が適当と認めるもの)を添えること。</p>
<p>(履行確認証明書例：資源管理協定の場合)</p> <p style="text-align: center;"><u>資源管理協定履行確認証明書</u></p> <p>1. <u>経営改善漁業者名</u>： (船名： 、漁業種類： 、所属漁協名：) 2. <u>漁業経営改善計画期間</u>： 年 月～ 年 月 3. <u>資源管理協定名</u>： 4. <u>資源管理措置</u> (自主的措置) として実施 (又は遵守) した取組： 1 の <u>経営改善漁業者</u>は、4 の取組に係る履行確認を実施した結果、 年 月から 年 月までの間において適切に履行したことを証明する。(※) 年 月 日 資源管理協議会会長</p> <p>※ 2年経過後の報告に添付する場合の証明期間は、漁業経営改善計画開始月から2年間とし、計画終了後の報告に添付する場合の証明期間は、3年目開始月から計画終了までの期間とする。</p>	<p>(履行確認証明書例：資源管理計画の場合)</p> <p style="text-align: center;"><u>資源管理計画履行確認証明書</u></p> <p>1. <u>認定漁業者名</u>： (船名： 、漁業種類： 、所属漁協名：) 2. <u>漁業経営改善計画期間</u>： 年 月～ 年 月 3. <u>資源管理計画名</u>： 4. <u>資源管理措置</u> (自主的措置) として実施 (又は遵守) した取組： 1 の <u>認定漁業者</u>は、4 の取組に係る履行確認を実施した結果、 年 月から 年 月までの間において適切に履行したことを証明する。(※) 年 月 日 資源管理協議会会長</p> <p>※ 2年経過後の報告に添付する場合の証明期間は、漁業経営改善計画開始月から2年間とし、計画終了後の報告に添付する場合の証明期間は、3年目開始月から計画終了までの期間とする。</p>
<p>(履行確認証明書例：漁場改善計画の場合)</p> <p style="text-align: center;"><u>漁場改善計画履行確認証明書</u></p> <p>1. <u>経営改善漁業者名</u>： (漁業種類：) 2. <u>漁業経営改善計画期間</u>： 年 月～ 年 月 3. <u>漁場改善計画名</u>： 4. <u>養殖漁場の改善を図るための措置</u> として実施 (又は遵守) した取組： 1 の <u>経営改善漁業者</u>について、当組合が作成した3の漁場改善計画に参加し、 年 月から 年 月までの間、4の取組を適切に実施 (又は遵守) したことを証明する。(※) 年 月 日 漁業協同組合代表理事組合長</p> <p>※ 2年経過後の報告に添付する場合の証明期間は、漁業経営改善計画開始月から2年間とし、計画終了後の報告に添付する場合の証明期間は、3年目開始月から計画終了までの期間とする。</p>	<p>(履行確認証明書例：漁場改善計画の場合)</p> <p style="text-align: center;"><u>漁場改善計画履行確認証明書</u></p> <p>1. <u>認定漁業者名</u>： (漁業種類：) 2. <u>漁業経営改善計画期間</u>： 年 月～ 年 月 3. <u>漁場改善計画名</u>： 4. <u>養殖漁場の改善を図るための措置</u> として実施 (又は遵守) した取組： 1 の <u>認定漁業者</u>について、当組合が作成した3の漁場改善計画に参加し、 年 月から 年 月までの間、4の取組を適切に実施 (又は遵守) したことを証明する。(※) 年 月 日 漁業協同組合代表理事組合長</p> <p>※ 2年経過後の報告に添付する場合の証明期間は、漁業経営改善計画開始月から2年間とし、計画終了後の報告に添付する場合の証明期間は、3年目開始月から計画終了までの期間とする。</p>

高知県漁業経営改善計画事務処理要領の一部改正新旧対照表

(様式第4号)	(新設)
<p style="text-align: center;">改善計画の実施状況のうち漁業に関する法令の違反による処分等に関する報告</p> <p style="text-align: right;">_____年 月 日</p> <p>高知県知事 _____ 様</p> <p style="text-align: center;">住所 名称及び代表者の氏名 (個人の場合は氏名)</p> <p>_____年 月 日付けで認定を受けた改善計画の実施状況について、下記の事案が発生したので、報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><input type="checkbox"/> 漁業に関する法令の違反により、司法処分又は行政処分を受けた</p> <p><input type="checkbox"/> 資源管理協議会により資源管理協定の履行が確認されなかった</p> <p><input type="checkbox"/> 漁場改善計画に関し、持続的養殖生産確保法第7条に基づく勧告をされた</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>処分等の概要</p> </div> <p>(備考)該当する箇所にシ印を付け、必要事項を記載すること。</p>	